

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 5 4 号

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大田市税に関する文書の様式を定める規則（平成 1 7 年大田市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

5 7	滞納処分の停止通知書	法第 1 5 条の 7 第 1 項
5 8	滞納処分の停止取消通知書	法第 1 5 条の 8 第 2 項

様式第 5 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様

第 号
年 月 日

大田市長

滞納処分の停止通知書

下記の滞納金額については、あなたの現状を考慮して、地方税法第 15 条の 7 第 1 項の規定により、一時滞納処分の執行を停止することになりましたので通知します。

つきましては、すみやかに資力の回復に努力され、一日も早く自主的に納付されるよう期待します。

なお、これによってあなたの納付義務が消滅したわけではありません。納付できる資力が回復し納税を履行できる状況になったにもかかわらず履行がない場合は、執行停止処分を取り消して滞納処分を再開しなければならないこととなりますので、念のため申し添えます。

納 税 義 務 者	住所又は所在地											
	氏名又は名称											
滞 納 金 額	賦課	対象	税目	通知書番号	期月	納期限	法定納期限等	未納額 (円)	督促料 (円)	延滞金 (円)	備考	
				※明細については、別紙未納明細書のとおり								
	滞納処分費				合 計 (円)							
					総 合 計 (円)							
執行停止理由				地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 号 該当								
<備 考>												

様

第 号
年 月 日

大田市長

滞納処分の停止取消通知書												
<p>次の滞納金額について、 年 月 日付け 第 号で滞納処分の執行停止を通知したところですが、当該滞納処分の執行停止の取消の決定をいたしましたので地方税法第 15 条の 8 第 2 項の規定により通知します。</p> <p>つきましては、下記滞納金額を速やかに納付してください。</p> <p>なお、納付されないときは、直ちに滞納処分を執行しますので、念のため申し添えます。</p>												
納 税 義 務 者	住所又は所在地											
	氏名又は名称											
滞 納 金 額	賦課	対象	税目	通知書番号	期月	納期限	法定納期限等	未納額 (円)	督促料 (円)	延滞金 (円)	備考	
				※明細については、別紙未納明細書のとおり								
	滞納処分費				合 計 (円)							
					総 合 計 (円)							
	執行停止取消理由											
<備 考>												

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内又は地方税法第 19 条の 4 の規定による期限のうち、いずれか早い期限まで、市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者になります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。